平成二十六年農林水産省告示第千九百四十四号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第二十五条第二項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件）の一部を改正する告示について

令和８年３月
水産庁国際課

１　現行制度の概要

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和 38 年農林省令第５号。以下「許可省令」という。）第 25 条第２項において、漁業法第 36 条第１項の規定に基づく許可に係る船舶の船長は、農林水産大臣が大臣許可漁業ごとに漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を告示して定めたときは、当該定めに従って報告しなければならないこととされている。

この規定に基づき、平成 26 年農林水産省告示第 1944 号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第 25 条第２項の規定に基づく漁業調整のため必要と認めて報告すべき事項及び方法を定める件）を制定しているところである。

大西洋くろまぐろについては、当該告示のかつお・まぐろ漁業（許可省令第２条第 12 号に掲げる漁業をいう。）の項において、報告すべき事項及びその方法を定めている。

２　改正の趣旨

漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律（令和６年法律第 66 号）において新設された特別管理特定水産資源として、漁業法施行規則（令和２年農林水産省令第 47 号）第 16 条の２において、太平洋に生息するクロマグロ（*Thunnus orientalis*）を「くろまぐろ」として指定した。

これを受け、許可省令別表第４中、大西洋に生息するタイセイヨウクロマグロ（*Thunnus thynnus*）を意図して、「くろまぐろ」と表記していたものについて、漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う農林水産省関係省令の整備等に関する省令（令和７年農林水産省令第 24 号。令和７年５月 30 日公布、令和８年４月１日施行。）により、これを「大西洋くろまぐろ」と改めている。

これらを踏まえ、当該告示の「くろまぐろ」の記載についても「大西洋くろまぐろ」と改める改正を行う。

３　施行期日

令和８年４月１日　施行